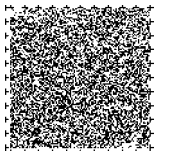


第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

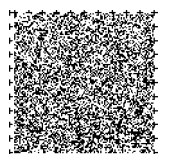
国においては、平成 18 年に国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成 23 年には、障害者への虐待の禁止や防止施策等を内容とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24 年 10 月施行）、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目的とする「障害者基本法」の改正・施行が行われました。

また、平成 24 年には、障害者自立支援法に代わり、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定（平成 25 年 4 月施行）、平成 25 年には、障害を理由とする差別的取扱い禁止、合理的配慮の不提供の禁止等を内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行）が行われました。

このように、障害の有無に関わらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指しています。

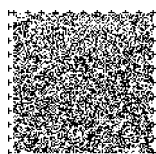
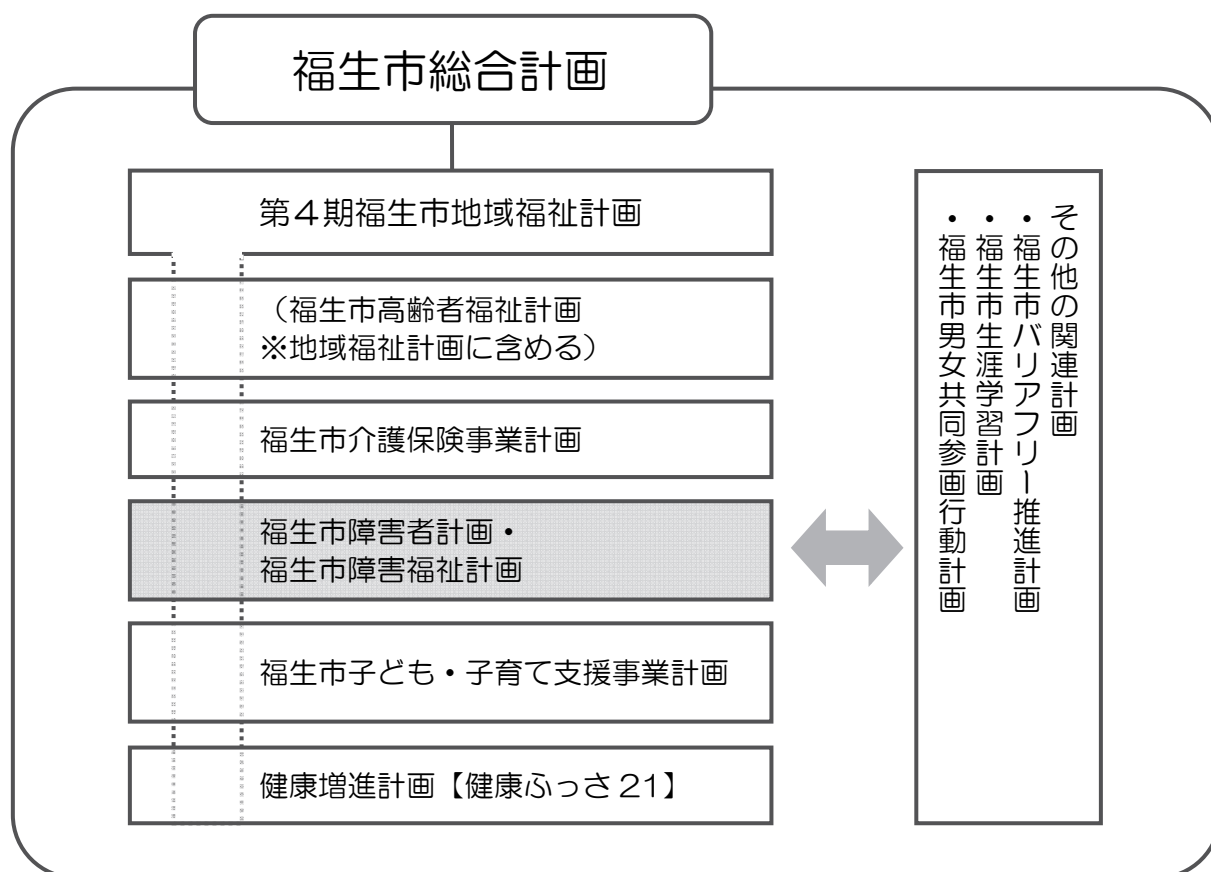
本市においては、平成 23 年に『第 4 期福生市地域福祉計画』（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定した際に、市の福祉分野に関する計画体系全体の見直しを行いました。この流れを受けて、従来「地域福祉計画」に内包されてきた障害者基本法上の「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」が一体化され、平成 24 年度からの『福生市障害者計画・第 3 期障害福祉計画』として策定されました。

平成 26 年度には、現行の『福生市障害者計画・第 3 期障害福祉計画』の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、始めに示しました障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たな『福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画』を策定し、更に関係部署との連携を深めた障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくことにしました。



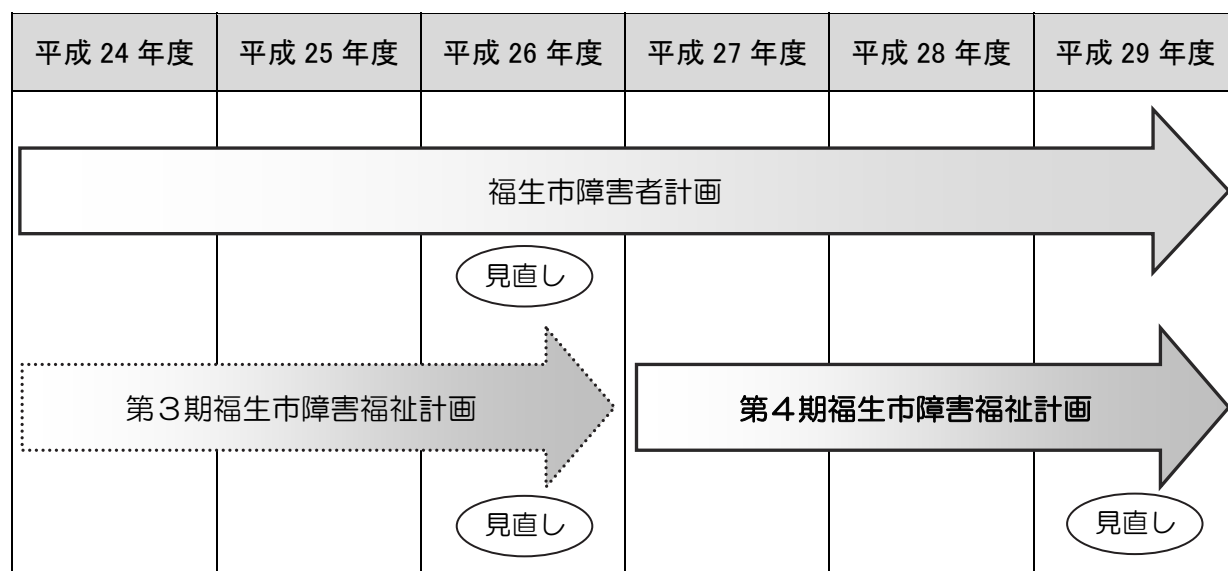
2 計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◇『福生市総合計画（第 4 期）』の分野別計画として策定します。
- ◇そのほか、『第 4 期福生市地域福祉計画』（及びその後継計画）、『福生市介護保険事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇『東京都障害者計画・東京都障害福祉計画』との整合・連携を図ります。
- ◇市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、『福生市障害者計画』については平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間、『第 4 期福生市障害福祉計画』については平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とし、同 29 年度において一体的に見直しを行うことを予定します。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

